

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和 7 年 11 月 19 日・東京都規則第 168 号

第 1 概要

1 改正理由

東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会における検討結果及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の改正内容を踏まえ、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 特定共同住宅等建築主に係る省エネルギー性能基準の改正（別表第 1 の 5 3 の項）
省令の改正を踏まえ、「特定共同住宅等建築主」の基準を強化する。
- (2) 非住宅建築物に係る省エネルギー性能基準の改正（別表第 1 の 5 4 の項及び備考 7）
省令の改正を踏まえ、非住宅の中小規模特定建築物の延べ面積が三百平方メートル以上である場合の基準を強化する。

また、基準の強化に伴い、複合用途建築物に係る記載に中小規模特定建築物を追加する。
- (3) モデル住宅法の削除（別表第 1 の 5 備考 2（2）及び 3（2））
省令の改正を踏まえ、モデル住宅法の記載を削除する。
- (4) 住宅用途 BEI（再生可能エネルギーを除く。）の定義の追加（別表第 1 の 5 備考 4）
(1) の改正に伴い、住宅用途 BEI（再生可能エネルギーを除く。）の定義を追加する。
- (5) その他所要の規定整備を行う。

第 2 施行日

令和 8 年 4 月 1 日

第 3 問合せ先

環境局気候変動対策部環境都市づくり課

直通 03-5388-3515